

定 款

(2023年6月29日現在)

株式会社 ハリマビステム

株式会社ハリマビステム定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ハリマビステムと称する。
英文では HARIMA B.STEM CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 建物の清掃管理業務
2. 電気、機械の保守管理業務
3. ビル管理法に基づく業務
4. 作業環境測定法に基づく業務
5. 警備保安管理業務
6. キーパンチ、事務機オペレーション、受付・電話交換等のサービス業務
7. 緑化等設計施工及び維持管理業務
8. 建物内外の殺虫、殺鼠及び消毒の業務
9. 病院内感染防止に関するコンサルタント
10. 医療施設における環境衛生管理
11. 電気、防災機械等の各種設備工事施工及び営繕業務
12. 建築一式工事設計及び施工並びに土木工事の請負
13. 配管、管内更正等各種設備工事施工
14. 各種塗装工事
15. 建物の管理に伴う備品商品の輸出入及び販売業務
16. 情報産業処理サービスに関する業務
17. 土地建物の所有、賃貸並びに管理業務
18. 不動産の売買、交換、賃貸借
19. 不動産の売買、交換、賃貸借の媒介
20. 不動産の売買、交換、賃貸借の代理
21. 不動産の設計、監理、請負、賃貸借の管理に関するコンサルタント
22. 土地の造成並びに開発に関する業務
23. 飲食店、レストラン、喫茶店の経営
24. 給食業務の受託及び管理並びに配食サービス業務
25. 加工調理食品の販売
26. 各種広告立案、デザイン、制作及び各種広告の代理業務
27. 医療関連施設及び文化施設の運営管理
28. リネンサプライ業務及び関連商品の販売
29. 一般及び特定労働者派遣業務
30. 一般廃棄物並びに産業廃棄物の収集、運搬及び処理業務
31. 経理事務、取引書類作成及びコンピューター情報サービスの受託業務
32. 青写真、コピー等の複写及び製本業務
33. 宴会、その他各種行事の企画、運営に関する業務
34. 事務機械及び自動車のリース業務

35. 自動車運行の代行に関する業務
36. 市場調査に関する業務
37. 自家発電設備、高低圧配電盤、自動制御室、中央監視盤、自動力率制御盤、熱供給発電装置の設計、製造及び販売並びに施工業務
38. スーパーエアーハウス（柱を使用しない軟体空気構造施設）の製造及び販売業務
39. 損害保険代理業及び自動車損害賠償法に基づく保険代理業並びに生命保険募集業務
40. 介護保険法による居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護等居宅サービス業務及び被介護者の移送サービス業務
41. 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法による居宅生活支援業務
42. 介護施設、老人ホーム施設の企画、コンサルティング業務
43. 介護要員の育成研修、紹介、斡旋業務
44. ベビーシッターの育児サービスの請負業務
45. 病院、医院、診療所、薬局、老人ホーム、リハビリテーション施設、マッサージ・按摩・指圧・はり・きゅうの施術所の経営
46. 病院、医院、診療所の看護補助業務
47. ホテル等宿泊施設、スポーツ・アスレチック施設、社員教育・研修施設の所有、管理、運営
48. 宝石、貴金属、皮革製品、家具、室内装飾品、衣料用繊維製品、日用雑貨品、食料品、園芸用品、スポーツ用品、医療品、医薬部外品、化粧品、酒類、清涼飲料水、タバコ、切手、印紙、清掃用具、医療機器類、医療雑貨品の販売
49. 家庭用電気器具、産業用電気器具、福祉用具・同機器、消防用機械器具、清掃用機器、脱臭機器、浄水機器、害虫駆除機器、情報通信機器の販売及び貸与
50. 引越の梱包及び請負業務並びに第1種貨物利用運送業務
51. 一般乗用旅客自動車運送事業
52. マンション及びビル管理業務
53. 建築用資材、建物用設備、住宅用家具調度品及び業務用備品の販売、斡旋
54. 前記各号の業務に付帯し、また関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を横浜市に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、520万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員数)

第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は7名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

3 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 4 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く）の中から取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(執行役員)

第22条 当社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(監査等委員会規則)

第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会の議事録)

第31条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第33条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とし、同日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とし、同日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第37条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金については利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1 当社は、第61回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第61回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。